

《 事務所ニュース 2016年 11月号 》

岩崎社会保険労務士事務所 特定社会保険労務士 岩崎健志

〒 277-0032 柏市名戸ヶ谷 1-7-8-101

TEL / FAX 04-7103-8252

URL : <http://kashiwa-iwasaki-sr.com>

E-mail : info@kashiwa-iwasaki-sr.com

育児・介護休業法の改正について (平成29年1月1日施行)

妊娠・出産・育児期や家族の介護が必要な時期に、男女ともに離職することなく働き続けることができるよう、仕事と家庭が両立できる社会の実現を目指し、雇用環境を整備する目的で育児・介護休業法が改正されます。改正内容は以下の通りです。

(1) 介護休業の分割取得

現行 介護休業について介護を必要とする家族(対象家族)1人につき、**通算93日**まで原則1回に限り取得可能

改正 対象家族1人につき通算93日まで、3回を上限として、**介護休業を分割して取得可能**

(2) 介護休暇の取得単位の柔軟化

現行 介護休暇について、**1日単位**で取得

改正 **半日(所定労働時間の2分の1)単位**での取得が可能

(3) 介護のための所定労働時間の短縮措置等

現行 介護のための所定労働時間の短縮措置(選択的措置義務)について、**介護休業と通算して93日**の範囲内で取得可能

改正 介護休業とは別に利用開始から**3年**の間で**2回以上**の利用は可能

(4) 介護のための所定外労働の制限(残業免除)

現行 なし

改正 介護のため所定外労働の制限(残業免除)について、対象家族1人につき介護終了まで利用できる所定外労働の制限を**新設**

(5) 有期労働契約者の育児休業の取得要件の緩和

現行 有期労働契約者については以下の要件を満たす場合に育児休業の取得が可能

① 申出時点で過去1年以上継続して雇用されていること

② 子が1歳になった後も雇用継続が見込みがあること

③ 子が2歳になるまでの間に雇用契約が更新させないことが明らかである者を除く

改正 以下の要件に緩和

① 申出時点で過去1年以上継続し雇用されていること

② 子が**1歳6か月**になるまでの間に雇用契約がなくなることが明らかでないこと

(6) 子の看護休暇の取得単位の柔軟化

現行 子の看護休暇について**1日単位**で取得

改正 **半日(所定労働時間の2分の1)単位**での取得が可能

(7) 育児休業等の対象となる子の範囲

現行 育児休業などが取得できる対象は**法律上の親子関係がある実子・養子**

改正 **特別養子縁組の監護期間中の子、養子縁組里親に委託されている子等を新設**

(8) マタハラ、パタハラなどの防止措置の新設

現行 事業主による妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする不利益取扱いの禁止

改正 上記に加え、**上司・同僚から**の、妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする嫌がらせ等(マタハラ、パタハラなど)を防止する措置を講じることを**事業主へ新たに義務付け**

業務内容

労働・社会保険の書類作成及び提出代行

労使間トラブルの相談

就業規則等の人事制度構築

各種助成金の紹介、書類作成、提出代行

個別年金相談(老齢・障害・遺族)

給与計算サービス(月次・賞与・年末調整)